



WTO 関係用語集
ポケット版

2008年3月
農林水産省

目次

あ

- 青の政策 (P.1)
- 一般品目 (P.1)
- ウルグアイ・ラウンド (P.1)
- AMS(→黄の政策の項を参照)
- LDC(後発開発途上国) (P.2)

か

- 階層方式 (P.2)
- カンクン閣僚会議 (P.3)
- 関税 (P.3)
- 関税割当 (P.3)
- 議長(交渉議長) (P.3)
- 黄の政策(AMS) (P.3)
- 後発開発途上国 (→LDCの項を参照)
- 国内支持 (P.4)

さ

- 最高階層 (P.5)
- G33 (P.5)
- CCP (P.5)
- G10 (P.6)
- G20 (P.6)

市場アクセス (P.6)

重要品目 (P.7)

譲許 (P.7)

譲許表 (P.7)

上限関税 (P.7)

世界貿易機関(→WTOの項を参照)

全品目、有税品目 (P.8)

た

WTO(世界貿易機関) (P.8)

多面的機能(→農業の多面的機能の項を参照)

タリフエスカレーション (P.9)

タリフライン (P.9)

通報 (P.9)

デミニミス (P.10)

ドーハ閣僚会議、ドーハ・ラウンド (P.10)

特別品目 (P.10)

な

内外価格差 (P.11)

日本提案 (P.11)

熱帯産品 (P.11)

農業委員会 (P.12)

農業の多面的機能 (P.12)

は

貿易歪曲的国内支持 (P.12)

香港閣僚宣言 (P.13)

ま

緑の政策 (P.13)

無税無枠 (P.13)

モダリティ (P.13)

や

有税品目(→全品目の項を参照)

輸出規制 (P.14)

輸出競争 (P.14)

輸出補助金 (P.14)

ら

ラウンド (P.15)

わ

枠外関税・枠内関税 (P.15)

枠組み合意 (P.15)

あ

○ 青の政策(あおのせいさく)

WTO で用いられている補助金の分類の一つ。生産制限等を条件として農家へ直接支払われる補助金です。我が国では稲作経営安定対策が対象になっています。同じ直接支払でも生産制限等の条件を満たさず、国内農業生産を刺激するため貿易を歪める程度が大きいと判断される「黄の政策」や、農業生産と関連しない「緑の政策」とは異なります。

ウルグアイ・ラウンドでは削減対象外となっていました。ドoha・ラウンドではその全体に上限を設定するほか、品目別にも支出上限を設けることが議論されています。

(ウルグアイ・ラウンド→P.1、ラウンド→P. 15、ドoha・ラウンド→P.10、黄の政策→P.3、緑の政策→P.13)

○ 一般品目(いっぱんひんもく)

ドoha・ラウンドにおいて、2004年7月に合意された「枠組み合意」では、農産品について、階層方式により高関税ほど大きく関税削減を行うこととなる「一般品目」と、関税削減を緩やかにする代わりに関税割当を拡大する「重要品目」に分けることとされました。現在、一般品目の関税削減率について議論が行われています。

(ドoha・ラウンド→P.10、ラウンド→P.15、枠組み合意→P.15、階層方式→P.2、関税→P.3、関税割当→P.3、重要品目→P.7)

○ ウルグアイ・ラウンド(うるぐあい・らうんど)

1986年から1994年にかけて行われた通商交渉で、このラウンドの結果 WTO が設立されました。また、このラウンド

から初めて農業分野が交渉の1分野として本格的に議論されることになりました。

(ラウンド→P.15、WTO→P.2)

○ LDC(後発開発途上国)(Least Developed Countries)

(えるでいーしー(こうはつかいはつとじょうこく))

国連で経済構造が脆弱と認められている国々を指し、現在 50 カ国が認定されています。国民一人当たりの GNI(国民総所得)が 750 米ドル未満、人口 7,500 万人未満等の要件を基準(2003 年度)に決定されています。例えばアジアではカンボジア、バングラディッシュ、アフリカではモザンビーク、ルワンダなどが該当しています。

か

○ 階層方式(かいそうほうしき)

ドoha・ラウンドにおいて 2004 年に合意された「枠組み合意」において導入された関税の削減方式のことです。農産物の関税を関税率の高さに応じていくつかの階層に区分し、高関税の階層ほど大幅な関税引き下げを適用する方式です。

今の提案では、①0-20%(例:野菜)、20-50%(例:牛肉)、50-75%(例:清酒)、75%以上(例:コメ)、の4階層に分けられており、現在、階層それぞれの関税削減の水準について議論されております。

また、関税削減が困難な品目については、「重要品目」に指定し、関税削減を緩和する手段もあります。

(ドoha閣僚会議→P.10、ラウンド→P.15、枠組み合意→P.15、関税→P.3、重要品目→P.7)

○ カンクン閣僚会議(かんくんかくりょうかいぎ)

WTO 発足後5回目の閣僚会合で、2003年9月、メキシコのカンクンで開催されました。この会議ではドーハ・ラウンドのモダリティが議論されましたが、先進国と途上国の間の溝が埋まらず、交渉が決裂しました。

(WTO→P.2、ドーハ・ラウンド→P.10)

○ 関税(かんぜい)

輸入品にかけられる税のことを指します。

○ 関税割当(かんぜいわりあて)

輸入量が一定の量に達するまでは、無税または低税率の関税を適用し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組みを指します。

(関税→P.3)

○ 議長(交渉議長)(ぎちょう(こうしょうぎちょう))

WTO 交渉の各分野における議論の取りまとめ役です。2008年2月現在、農業分野は在ジュネーブ・ニュージーランド大使のファルコナー氏が、非農産品市場アクセス分野では在ジュネーブ・カナダ大使のステファンソン氏が、それぞれ議長となっています。

(WTO→P.2)

○ 黄の政策(AMS)

(Aggregate Measurement of Support)

(きのせいさく(えーえむえす))

WTO で用いられている補助金の分野の一つ。価格支持や毎年の生産量に基づく直接支払などが該当します。例えば、かつてのコメのように国が価格を決めるような政策は「黄の政策」に該当します。WTO では、黄の政策は国内農

業生産を刺激するため貿易に影響を与える程度が大きいとして、ウルグアイ・ラウンドから削減対象とされています。ドーハ・ラウンドでは、黄の政策の全体額について更に大幅な削減が行われる案が示されるとともに、品目別にも上限が設定される方向で議論が行われています。

(ウルグアイ・ラウンド→P.1、ラウンド→P.15、ドーハ閣僚会議→P.10)

○ 国内支持(こくないしじ)

国内農業を助成するために用いられている国内補助金、税金の減免、政府公定価格の決定などのことを指します。農業交渉の主要三分野(他に「市場アクセス」、「輸出競争」)の一つです。補助金で保護された農産物が輸出されれば、実力以上の輸出が行われますし、輸出しないものでもその補助金があることによって、本来輸出できるはずのシェアが食われるという懸念があることから、WTO では関税と並んで削減が議論されています。

ウルグアイ・ラウンドで貿易に影響がある程度に応じて「緑の政策」、「青の政策」、「黄の政策」などに区分けがなされ、削減の対象にされました。ドーハ・ラウンドでは、更なる削減に向けて議論が行われています

(市場アクセス→P.6、輸出競争→P.14、ウルグアイ・ラウンド→P.1、ラウンド→P.15、緑の政策→P.13、青の政策→P.1、黄色の政策→P.3)

さ

○ 最高階層(さいこうかいそう)

ドーハ・ラウンドでは、2004年の「枠組み合意」において、関税削減について階層方式により、関税率の高さに応じて4つの階層に区分した上で、高関税ほど大きく削減することとされています。このうち関税率が75%以上の品目が属する階層を最高階層といいます。現在の議長案では、最高階層について、66～73%の関税削減が提案されています。

(ドーハ閣僚会議→P.10、ラウンド→P.15、枠組み合意→P.15、関税→P.3、階層方式→P.2)

○ G33(ジーさんじゅうさん)

インド、インドネシア、中国などから構成される、農業交渉における輸入途上国グループです。このグループは、途上国はウルグアイ・ラウンドの結果行われた市場開放によって、不利益を被ったとの意識の下、食料安全保障、生計保障、農村開発の観点から、普通の先進国の市場アクセスのルールよりも緩やかなルールの適用を主張しています。例えば、途上国向けの重要品目である「特別品目(SP)」の十分な数や関税削減の免除などを要求しています。

(ウルグアイ・ラウンド→P.1、ラウンド→P.15、市場アクセス→P.6、特別品目→P.10、重要品目→P.7、関税→P.3)

○ CCP(Counter-cyclical-payments)(シーシーピー)

米国の2002年農業法によって導入された農業補助金の

制度。作物ごとにあらかじめ目標価格を設定し、市場価格の低迷時には目標価格との差額が農家に支払われます。

○ G10(ジーてん)

日本、韓国、スイス、ノルウェーなどで構成される、農業交渉における食料輸入国の利益を代表するグループです。非貿易的関心事項の具体的配慮、特に「上限関税」の不適用、十分な「重要品目」の数やその柔軟な取扱いの確保などを求めています。

(上限関税→P.7、重要品目→P.7)

○ G20(ジーにじゅう)

インド、ブラジル、中国などが構成する、農業交渉における途上国グループの一つです。先進国の輸出補助金の撤廃や国内補助金の大幅削減、途上国対策の充実などを求めています。

(輸出補助金→P.14)

○ 市場アクセス(しじょうあくせす)

関税削減や関税割当拡大などにより、農産物等の輸入機会(アクセス)を提供・拡大すること。WTO 農業交渉における、主要3分野(他に「国内支持」、「輸出競争」)の一つです。

(関税→P.3、関税割当→P.3、国内支持→P.4、輸出競争→P.14.)

○ 重要品目(じゅうようひんもく)

「一般品目」より関税削減を緩やかにする代わりに関税割当を拡大を行う品目であり、2004年に合意された「枠組み合意」において認められたものです。現在、「重要品目」の数や具体的な取扱い等について議論が行われています。

(枠組み合意→P.15、一般品目→P.1、関税→P.3、関税割当→P.3、重要品目→P.7)

○ 譲許(じょうきょ)

各国がタリフラインごとの関税率についてWTOに登録することです。譲許された関税率の一覧表は、国際条約であるWTO協定の一部となり、各国は全てのWTO加盟国に対して、譲許した関税率より高い関税を課してはいけませんとされています。

(タリフライン→P.9、関税→P.3、WTO→P.2)

○ 譲許表(じょうきょひょう)

各国が譲許した関税率を一覧表にまとめたもので、国際条約であるWTO協定の一部となっています。

今後、モダリティ合意が行われた後で、各国は譲許表の案を作成し、品目毎の関税率などを提示して、譲許の内容について交渉することになります。

(譲許→P.7、関税→P.3、WTO→P.2、モダリティ→P.13)

○ 上限関税(じょうげんかんぜい)

関税率に一律の上限を設定し、すべての関税をその上限以下に引き下げるという考え方を指し、米国や途上国などがドーハ・ラウンドで提案しています。一部の国からは上限関税として100%が提案されています。このような制度が導入されれば、コメをはじめとする我が国農業の根幹が崩

れてしまいますので、我が国は他のG10諸国と連携して反対しています。

(ドーハ閣僚会議→P.10、ラウンド→P.15、関税→P.3、G10→P.6)

○ 全品目(ぜんひんもく)、有税品目(ゆうぜいひんもく)

重要品目の数を計算する際に、「農産物の品目の〇%以内」としたらどうか、という議論が行われています。「全品目」、「有税品目」というのは、この重要品目の計算単位について、どの品目を単位にするかという議論の際に出る言葉です。(なお、この場合の「品目」は、関税の単位である「タリフライン」ごとに数えます。)

「全品目」とは農産物全てのタリフラインである1332タリフライン、「有税品目」の場合は全品目から無税品目を除いた1013タリフラインがそれぞれ相当します。

(重要品目→P.7、タリフライン→P.9、関税→P.3)

た

○ WTO(世界貿易機関)

(The World Trade Organization)

(だぶりゅーていーおー(せかいぼうえきいかん))

1995年に設立された機関で、国際貿易ルールを扱う唯一の国際機関。151の加盟国(07年2月現在)からなります。

貿易がルールに基づいて円滑に行われることを支援する他、政府間の貿易に関する争いを解決するために、「パネル」という一種の裁判を行う機能も備えています。

○ タリフエスカレーション(たりふえすかれーしょん)

原材料には低い関税率が適用される一方、その加工品には高い関税率が適用されることを指します。

先進国にタリフエスカレーションが存在する場合には、原材料を生産している途上国にとっては、加工品より原材料をその先進国に輸出しやすい状況が続くため、自分の国で生産される原材料を自ら加工することによって経済発展を行う上で阻害要因になるので、途上国は先進国のタリフエスカレーションは問題だとして批判しています。

具体例としては、EUがコーヒー豆にかけている関税は、生のコーヒー豆なら5%ですが、ローストしたコーヒー豆では15%であり、生の場合の3倍の関税がかけられているという例があります。

現在の交渉では、どのようなタリフエスカレーション関係があるのか、それを改善するためにどの程度対象加工品の関税を上乗せして削減するのか、が議論されているところです。

(関税→P.3)

○ タリフライン(たりふらいん)

譲許表に掲載されている、関税をかける単位のこと。正式には関税分類品目と言います。生産段階での各品目に対して、さらに様々な特長によって細かく分類がなされており、「コメ」であれば、もみ、玄米、精米など17のタリフラインがあります。

(譲許表→P.7、関税→P.3)

○ 通報(つうほう)

加盟国には、農業協定上、国内補助金の支払い額などをWTOに対して通報する義務が課されています。

(WTO→P.2)

○ デミニミス(でみにみす)

WTOで用いられる補助金の分類の一つです。黄の政策と同様に貿易を歪める性格を持つ農業補助金ですが、農業生産額に比べて金額が小さいため、ウルグアイ・ラウンドでは削減の対象外とされた施策を指します。

特定の品目に対する施策では、その品目の生産額の5%以下の場合に、品目を特定しない施策では、農業全体の生産額の5%以下の場合に、それぞれデミニミスに該当します。

我が国は、特定の品目に対するデミニミスを241億円、品目を特定しないデミニミスを170億円、それぞれ通報しています(2004年)。具体的には、野菜などの補助金をデミニミスとして通報しています。

(WTO→P.2、黄の政策→P.3、ウルグアイ・ラウンド→P.1、通報→P.9)

○ ドーハ閣僚会議、ドーハ・ラウンド

(どーはかくりょうかいぎ、どーは・らうんど)

WTO発足後4回目の閣僚会合は、2001年11月、中東カタールのドーハで開催されました。これを「ドーハ閣僚会議」といいます。本会議において新ラウンド(ドーハ・ラウンド)を開始する宣言が採択されました。

(WTO→P.2、ラウンド→P.15)

○ 特別品目(とくべつひんもく)

途上国の食料安全保障・生計保障・農村開発の観点から、一般品目の関税削減よりも緩やかな関税削減を行うことが認められる品目のことです。いわば途上国向けの「重要品目」で、重要品目と同様、2004年に合意された「枠組み合意」で認められました。

特別品目はインドネシアやインド等のG33が提案を行っています。他方、今後途上国で経済発展が進めば、これらの国は有力な農産物輸出先であることから、米国・タイ等はできる限り特別品目の範囲をしばり、関税削減を行ってもらおうと思っていることから、ドーハ・ラウンドにおける最大の争点のひとつになっています。

(重要品目→P.7、関税→P.2)

な

○ 内外価格差(ないがいかかくさ)

国内と国外の価格の差。

○ 日本提案(にほんていあん)

2000年12月に決定した、WTO農業交渉に臨むに当たっての我が国の基本方針を指します。

具体的には、「多様な農業の共存」を基本理念として、①農業の多面的機能への配慮、②食料安全保障の確保、③農産物輸出国と輸入国に適用される貿易ルールの不均衡の是正、④開発途上国への配慮、を求めています。

(WTO→P.2、農業の多面的機能→P.12)

○ 熱帯産品(ねったいさんぴん)

熱帯地域で生産される農産物のことで、典型的なものとしてはココナッツやパパイヤなどがあります。熱帯産品については、枠組み合意で、市場アクセスの「完全自由化」を行うこととなっているため、熱帯産品の範囲や、通常に関税削減よりどの程度関税を深掘りするか、が現在も議論されています。

(枠組み合意→P.15、市場アクセス→P.6)

○ 農業委員会(のうぎょういいんかい)

WTOに設けられている各種委員会の一つで、農業分野を担当する委員会を指します。

各国が国内補助金などについてWTOに通報してきた内容が協定に照らして適正かどうかの審査等を行います。

(WTO→P.2)

○ 農業の多面的機能(のうぎょうのためんてききのう)

農業が農産物の生産以外に果たしている様々な機能のこと。具体的には、環境の保全、地域社会の維持活性化、食料安全保障等があります。なお、WTO農業協定で用いられている「非貿易的関心事項」は、多面的機能に加え、食品の品質・安全性などを含むより広い概念として整理されるものと考えられます。

は

○ 貿易歪曲的国内支持

(ぼうえきわいきょくてきこくないしじ)

WTO で用いられる補助金の分類の一つ。国内農業への補助金の内、本来実現されたはずの貿易を阻害する性質を持つものを指します。具体的には、黄の政策、青の政策、及びデミニミスが該当します。

ドーハ・ラウンドでは、個々の政策の削減に加え、貿易歪曲的国内支持の合計(貿易歪曲的国内支持全体)についても別個の上限を設け、これを削減していくことが議論されています。

(ラウンド→P.15、国内支持→P.4)

○ 香港閣僚宣言(ほんこんかくりょうせんげん)

2005年12月に香港において行われたWTO閣僚会議の際、採択された閣僚宣言のこと。

具体的には、①2013年までにすべての輸出補助金を撤廃することや②LDC諸国(後発開発途上国)からの輸入品については、原則として関税や関税割当枠を撤廃すること、等が合意されました。

(WTO→P.2、LDC→P.2、関税割当→P.3)

ま

○ 緑の政策(みどりのせいさく)

WTOで用いられる補助金の分類の一つ。貿易を歪める影響や生産に対する影響が全くないか、あるいはほとんどないものと解釈されているもののことです。

○ 無税無枠(むぜいむわく)

輸入される農産物について、関税を課さず、関税割当枠も設けないことです。

2005年12月の香港閣僚会議では、LDC(後発開発途上国)に対する無税無枠措置を原則として各国が供与することとされました。これを受けて我が国は、平成19年4月から約98%の産品についてLDCに対する無税無枠措置を実施しています。

(関税→P.3、関税割当→P.3、香港閣僚宣言→P.13、LDC→P.2)

○ モダリティ(もだりてい)

辞書を引くと「様式」などの訳語が並んでいますが、WTO交渉ではもっと特別の意味で使われています。すなわち、関税削減率や重要品目の数、関税割当の拡大幅などにつ

いて具体的な数字を決めた加盟国すべてに適用されるルールの意味で用いられています。

(関税→P.3、重要品目→P.7、関税割当→P.3)

や

○ 有税品目(ゆうぜいひんもく)

→「全品目、有税品目」の欄を見てください。

○ 輸出規制(ゆしゅつきせい)

輸出国が自国からの輸出に制限をかけること。輸出の禁止をしたり、輸出数量を制限したりする措置が含まれます。

○ 輸出競争(ゆしゅつきょうそう)

WTO農業交渉における主要3分野(他に「市場アクセス」、「国内支持」)の一つで、輸出の競争力に影響を与えるさまざまな措置が議論の対象です。典型的なものは貿易を歪める性質を持った輸出補助金ですが、このほか食料援助、輸出に関連する公的な信用供与、国家による輸出の独占についても議論が行われています。

(WTO→P.2、市場アクセス→P.6、国内支持→P.4、輸出補助金→P.14)

○ 輸出補助金(ゆしゅつほじょきん)

食料輸出国が、産品を輸出する者に対して、輸出が行われることに基づいて支払う補助金のことです。

輸出補助金を活用すれば、低価格での輸出が可能となるだけでなく、農産物の国際価格を下落させ、公平な貿易を歪めることとなることから、2005年12月の香港閣僚宣言では2013年までに全ての輸出補助金を撤廃することとされました。

(香港閣僚宣言→P.13)

ら

○ ラウンド(らうんど)

農産品、工業品の貿易自由化だけでなく、貿易ルールの問題や途上国に対する特別な措置など様々な分野を幅広く扱う多角的貿易交渉のことです。

わ

○ 枠外関税・枠内関税

(わくがいかんぜい・わくないかんぜい)

関税割当を設定している品目は、一定数量を関税割当枠として輸入機会を各国に提供することになります。

その際の、関税割当枠の範囲内で輸入する数量に適用する低い関税が枠内関税であり、関税割当枠を超えて輸入する数量に適用する高い関税が枠外関税です。

(関税→P.3、関税割当→P.3)

○ 枠組み合意(わくぐみごうい)

2004年8月、WTO一般理事会において、ドーハ・ラウンド交渉の各交渉分野について基本的な方向性が合意されました。これが「枠組み合意」と呼ばれています。

農業に関する具体的な内容としては、

- ①一般品目の他に重要品目を設定すること
 - ②重要品目は一般品目より低い関税削減と関税割当の拡大の組合せで市場アクセスの改善を図ること
- 等が合意されています。

(WTO→P.2、関税→P.3、重要品目→P.7、一般品目→P.1、関税割当→P.3、市場アクセス→P.6.)